

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

多摩市長（以下「甲」という。）と多摩大学（以下「乙」という。）及び多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校（以下「丙」という。）は、多摩市内に発生した地震、大規模火災その他による災害（以下「災害」という。）時において、指定避難所、指定緊急避難場所及び地域内輸送拠点（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙及び丙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設等の周知）

第2条 避難場所として利用できる施設の範囲は、別図に示すとおり中高グラウンド、中高体育館、大講堂、芝生スペースとする。

2 地域内輸送拠点として利用できる範囲は、別図に示すとおり大学アリーナとする。

3 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

2 甲は、市内の被害状況に応じて、避難所等のうち地域内輸送拠点に限って開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第1号様式）で、乙及び丙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙及び丙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙及び丙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙及び丙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙及び丙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙及び丙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 避難所管理運営について、乙及び丙は甲に協力するものとする。

7 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙及び丙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第2号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙及び丙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙及び丙に避難所等使用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、乙及び丙に引き渡すものとする。

2 原状回復に要する費用は、甲が負担するものとする。

(防災訓練への協力)

第10条 甲は、自ら主催する防災訓練に乙及び丙の参加を要請することができる。

2 乙及び丙は、前項の規定に基づき、甲から防災訓練への参加要請があったときは、当該防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙及び丙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附 則

甲乙間で令和6年3月1日付締結された、「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

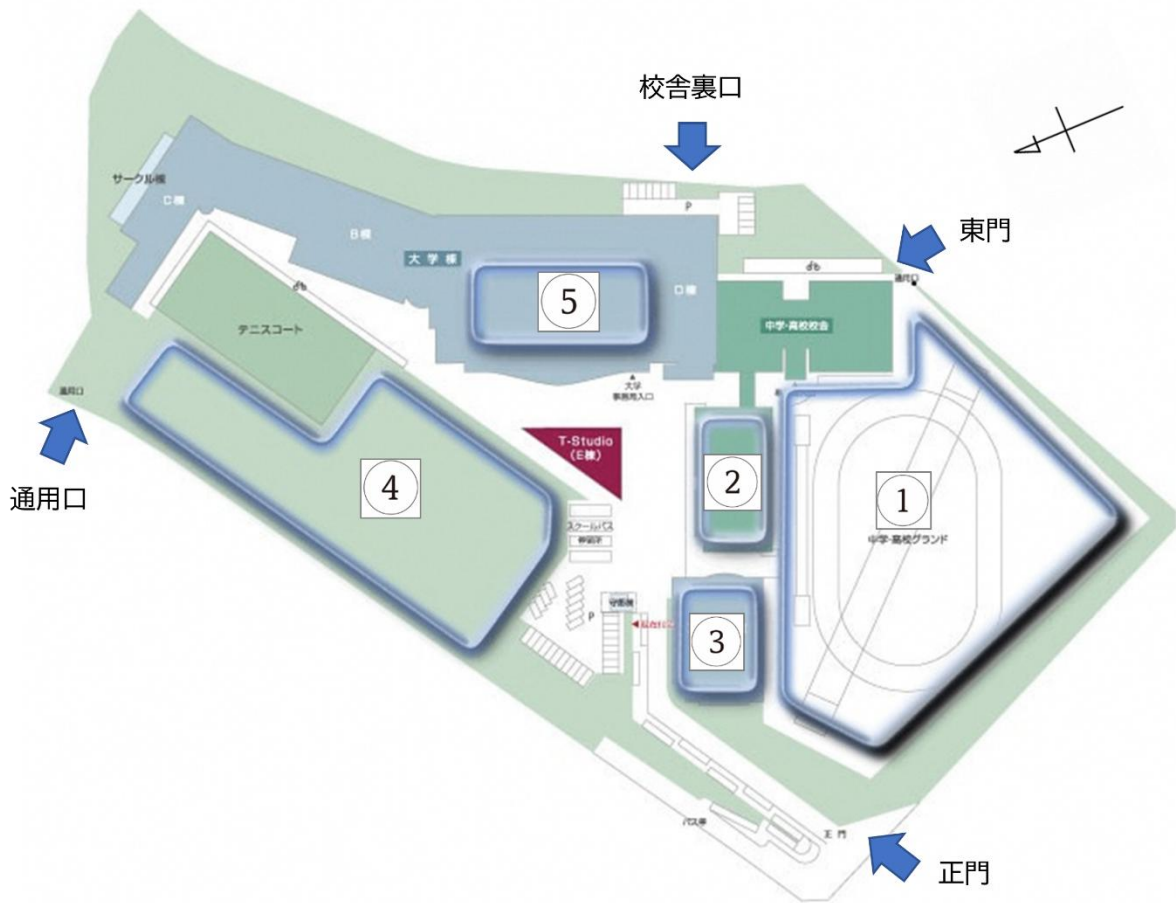
令和8年4月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目1番地1
多摩市
多摩市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市聖ヶ丘四丁目1番1号
多摩大学
学長 寺島実郎

丙 東京都多摩市聖ヶ丘四丁目1番1号
多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校
校長 石飛一吉

別図



避難場所

- ① 中高グラウンド(人工芝)
- ② 中高体育館
- ③ 大講堂 (約 640 席)
- ④ 芝生スペース

地域内輸送拠点

- ⑤ 大学アリーナ(屋内)

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	避難場所 [] 避難所 [] 地域内輸送拠点 []
利用人数	名
その他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

避難所等使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定

年 月 日 時から
年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

部 課 担当 電話

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第9条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

部 課 担当 電話